

令和7年度

先着順公募による敷島町一丁目粃池売却

実 施 要 領

【物件番号：丁】

先着順での買受けを募集しています。

買受けを希望される方は、この実施要領をよく読み、
内容を十分に把握した上で、お申込みください。

※先着順での受付（申込受付順）となりますので、すでに売却が
決定している場合があります。その場合はご了承ください。

奈良市総務部

資 産 管 理 課

内容

1	売却物件	1
2	申込受付	1
3	地盤改良及び盛土工事資料の閲覧と質疑	2
4	申込資格	2
5	申込方法	3
6	現地説明及び調査について	3
7	契約保証金	4
8	契約の締結	4
9	売買代金の納付	4
10	所有権の移転等	4
11	物件の引き渡しについて	5
12	公租公課について	5
13	その他	5

ため池売却手続きについて（先着順）

奈良市（以下「本市」といいます）に存する敷島町一丁目^{もみいけ}ため池につきまして、一般競争入札を実施しましたが売却にいたりませんでしたのでこの度、先着申込みにより売却します。この実施要領をよくお読みになり、物件調書や現地をご確認のうえ申込してください。なお、先着順での売却となりますので売却済みの場合はご了承ください（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）。

1 売却物件（売却は、市の都合により中止することがあります）

（物件番号）	名称	所在	地番	地目	地積（㎡）	売却価格	契約保証金
丁	奈良市敷島町一丁目 ため池	奈良市敷島町一丁目	1069 番 1	溜池	9113.10 ㎡	¥441,000,000	¥44,100,000
		奈良市敷島町一丁目	1069 番 2	堤塘	504.52 ㎡		
		奈良市敷島町一丁目	1069 番 4	堤塘	83.60 ㎡		
		奈良市敷島町一丁目	1102 番 4	堤塘	804.87 ㎡		

※詳細は物件調書に記載。

2 申込受付

- (1) 受付期間 令和 7 年 1 月 2 6 日（水）から令和 8 年 3 月 1 8 日（水）まで
午前 9 時から午後 5 時まで（正午～午後 1 時は除く）

※奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条に規定する市の休日を除きます。

※受付期間内に有効な申込を行った先着 1 名を第 1 順位者としします。契約資格の審査（資格審査完了までに 3 週間程度必要となります。）後、第 1 順位者を契約相手方としします。なお、資格審査の結果及びその他の次第で第 2 順位者が繰り上がる可能性があるため、3 番目までの申込者についても受付します。

- (2) 場所 奈良市総務部資産管理課（奈良市役所 北棟 5 階 ）

※不備のある書類での申込には応じられませんのでご注意ください。

(3) 抽選

複数人から同日に申込書が提出された場合は、抽選により順位を決定します。この場合、抽選実施日及び抽選の方法についてはあらためて連絡します。

なお、申込日初日の令和7年11月26日（水）に複数人から申込書が提出された場合は令和7年12月3日（水）14時に抽選を実施いたします。抽選実施時は原則、申込者全員の立会いの下、実施しますのでご承知おきください。

3 地盤改良及び盛土工事資料の閲覧と質疑

平成29年に行った地盤改良及び盛土工事の資料が閲覧できます。

ただし、コピーは一切できません。当課の職員が許可した場合のみ、該当ページの撮影は可能とします。

(1) 公開期間

令和7年10月23日（水）から第三順位者が決定するまで

(2) 場所

奈良市 総務部 資産管理課（奈良市役所 北棟5階）

4 申込資格

個人・法人を問わず申込できますが、次のいずれかに該当する場合は、申込資格がないものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4又は奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第3条の規定により、本市において一般競争入札の参加資格がないと判断される者
- (2) 暴力団及びその団体の構成員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又

は申立てをなされなかった者とみなします。

- (7) 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成15年1月6日制定）又は奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成8年4月1日制定）に基づく入札参加停止を受けている者
- (8) その他市長が本物件に申込みすることを不適切と認める者

5 申込方法

申込者は、次に挙げる書類の内、提出必要書類を申込時にすべてそろえて、資産管理課へ提出してください。提出方法は持参のみとします。

＜提出書類＞

- (1) ため池売却（先着順）申込書
- (2) 宣誓書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書
- (3) 印鑑登録証明書【原本】（個人・法人）
- (4) 住民票の写し【原本】（個人の場合）
- (5) 登記事項証明書（現在事項全部証明書）【原本】（法人の場合）
- (6) 納税証明書（令和5、6年度個人又は法人住民税）

・共同購入の場合

- (7) 共同購入者持分内訳書兼委任状
- (8) 上記(2)から(6)の書類については、共同購入者全員分

・代理人が手続きする場合（上記＜提出書類＞に加えて必要）

- (9) 委任状
- (10) 代理人(受任者)の公的機関発行の証明書（運転免許証・保険証・旅券などの写し）

※提出いただいた書類は、返却できません。

※上記書類は、発行日から3ヶ月以内の原本に限ります。

6 現地説明及び調査について

現地説明は行いません。また、物件調書の記載事項は調査時点における一般的な調査内容を列举しているものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ず現地確認や諸規制の確認を行ってください。また、物件調書と現況が相違している場合は、現況を優先します。

7 契約保証金

お申込みがあつてから資格審査を経て売却決定通知書を発行いたします。契約保証金として売却決定の通知から7日以内に、「1. 売却物件」に記載の契約保証金を、市が発行する納付書又は口座振込により納付しなければなりません。

- (1) 契約保証金は、売買代金の一部として充当します。
- (2) 本件契約締結後、売買代金残金が納付期限までに納入されない場合、契約は解除となり、納付された契約保証金は本市に帰属することとなり返還いたしません。

8 契約の締結

本物件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、奈良市議会における契約議案の可決を経ることが売買契約締結の条件となります。そのため、売却決定の通知日から7日以内に議案可決後の本件契約締結を約する仮契約を締結するものとします。なお、議決を得られなかった場合には、本件契約は効力を失うものとし、本件契約が効力を失ったことに関して、本市は一切の責任を負いません。

また、売買契約の買受人は、必ず「申込者」名義としてください。連名（共有）で申込みの場合は、必ず「共有者全員」を買受人としてください。「申込者」以外との契約はできませんので、ご注意ください。

※契約の締結に要する費用は買受者の負担となります。

9 売買代金の納付

売買代金残金は、本市が発行する納付書または指定口座への振込により納期限までに納付しなければなりません。

※本物件は契約を締結するために議決を要するため議決後約1か月程度が納期限となります。

10 所有権の移転等

本契約後、買受人が売買代金全額の支払いを完了し、本市がこれを受領したときに、買受人に移転するものとします。

- (1) 売買代金の完納を確認した後、本市が所有権移転登記を行います。
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。課税標準価格はお伝えしますので買受人自身で登録免許税を算出し、納付の上、領収書を本市に提出して下さい。

11 物件の引き渡しについて

所有権移転と同時に現況有姿で引き渡しがあったものとし、現地での引き渡しは行わないものとします。

12 公租公課について

所有権移転後、買受人名義で賦課された公租公課は、買受人の負担になります。

13 その他

- (1) 本契約を締結した物件については、売買の内容（物件所在地、数量、買受者（個人にあっては「個人」と記載）、法人にあってはその名称）、契約金額）を公表いたします。
- (2) 物件の引き渡しは、現状有姿で行いますので、必ず事前に現地を確認してください。図面が現状と相違している場合は、現状を優先します。なお、本物件引き渡し時に敷地内に残存する残置物等をあわせて引き渡しますので買受者において処分等をして下さい。
- (3) 本契約成立の時から本件土地の引渡しの時までに、本件土地が、双方の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損したときであっても、買受人は、その滅失又は毀損を理由として、本市に対し、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。この場合において、買受者は、売買代金の支払いを拒むことができません。
- (4) 越境物等の処理については、本市では関与いたしませんので、隣接者と協議していただくこととなります。契約後に判明した場合も同様です。
- (5) 本物件を引き渡した後においては、本物件に関して契約不適合が判明した場合でも、本市は一切の責任を負いません。